

第3回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月26日(火) 午前8時00分から午前9時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 6番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第4条の規定による許可申請について
第7 農地法第6条第1項の規定による報告について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 農地区域の変更について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。
定足数に達しておりますので、これから第3回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、3番西元委員と5番面田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第2回の総会以降の諸般について、報告します。

9月9日 抜穂祭 字吉国

9月25日 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題とします。
番号1番から番号2番について、上程します。

担当委員から順次、調査の報告をお願いします。

6番

番号1番について説明いたします。場所についてですけれど、

(伊藤委員) ○○から○○方面に○○くらい進んだところから左側へ○○ほど入った場所となります。10mほどの高い木々が生い茂っていて、農地・採草放牧地以外であるだろうと判断いたしました。9月3日に中井会長・中村委員と私の3名で土地を確認しました。ご審議宜しく願いいたします、

3番
(西元委員) 番号2番、9月の上旬に吉田委員・安田委員と現地の方へ行ってきました。当該番地に関しましては水田の中にあるという事を確認してきました。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長) これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議長
(中井会長) 質疑なしと認めます。

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長) 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和5年9月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成3年3月29日から平成8年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年9月14日、解約成立年月日等は令和5年9月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いします。

議長 引き続き、担当委員から補足説明を願います。

(中井会長)
3番
(西元委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりであります。場所に関しましては〇〇さん宅の周りにある農地でございます。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和5年9月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、面積は田〇〇㎡、畑〇〇㎡です。申請理由は、休耕中の農地に植林するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種で、本件につきましては、生産性の低い小集団農地のため植林するものであり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお番号1番については令和3年9月の総会で農用地区域の変更について上程し、除外して問題ない旨、町に対して意見提出済みでしたが、その後、該当地について本人の申し出で産地交付金の受給の関係で農用地区域の除外申請及び転用許可については延

期しておりましたが、今年度の秋にその延期していた植林を実施したい旨、本人から申請があったことから、今回の総会に上程するものです。なお、後の第6号議案で出てきます、農用地区域の変更ですが、後志総合振興局の担当より、前回の意見提出から間が空いていることから、再度農業委員会に対して意見を求めるものとなっております。また、今回の総会において、転用申請と農用地区域の変更について同月に上程しておりますが、間違いなく農用地区域の変更について問題ない旨の意見が出る場合には、転用申請と同じ月に上程してよい旨、北海道農業会議に確認済みです。

ご審議をお願いします

議 長
(中井会長)
3 番
(西元委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。場所ですが、〇〇から〇〇ほど〇〇にある土地でございます。1筆は、〇〇の脇、もう1筆に関しましては、〇〇の奥にはいっていく〇〇がございますけれども、そこを〇〇の方に向かった所にある団地でございます。連地する農地もなく、山林の中ですので、今回植林したいという事で、私はよろしいのかなと思っております。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第7、議案第4号農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

議事参与の制限の関係上、先に番号3番について上程します。事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和5年9月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号3番、令和5年8月31日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議願います。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

番号3番の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

番号3番について原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

番号1番から番号2番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号1、令和5年8月28日付けで〇〇より、番号2、8月31日付けで〇〇より農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議願います。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和5年9月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年10月6日から令和10年10月5日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

14番
(坂野委員)

番号1番、内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇の向かい側の〇〇に向かってある3筆です。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

番号2番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和5年

10月末日、所有権移転の時期等は、いずれも対価の支払日です。
譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

議長
(中井会長)
3番
(西元委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。
番号2番、先ほど場所を説明させて頂いた、解約した農地でございます。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号2番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第9、議案第6号 農用地区域の変更についてを議題とします。

番号1番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第6号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。

令和3年9月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。
今回協議があったのは、除外が1件です。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、面積は田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。申請理由は先に議決となったとおり、植林するため、除外するものです。図面番号、議案第6号①をご覧ください。場所は、〇〇から〇〇に向かう途中にある〇〇を少し越えて右手にある土地です。

ご審議お願いします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和5年9月26日提出、蘭越町農業委員長名。

令和5年9月11日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、9月19日付けで〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は10月30日(月)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくをお願いします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

そして、前回の総会時に提案のありました、農業生産資材及び原油価格高騰に伴う要望書について、事務局で案を作成し、今回の総会の開催案内文書とともに送付させていただきました。

内容としましては、令和5年度以降においても、長引く国際情勢の不安定化や、産油国の減産による原油価格高騰や生産資材の更なる価格上昇が続いており、それに比較して農産物価格の上昇は鈍く、農業を取り巻く情勢が好転する兆しが見えないことから、町に対して、肥料を始めとする農業生産資材購入経費の支援と、農業用燃料購入経費の支援について、検討を要望する内容となっております。

また、町長に要望書とともに提出する資料として、資料1から3の提出を考えており、この資料について今回お手元に配布させていただいておりますので、ご覧ください。

まず資料1につきましては、農協からいただいた資料を基に作成した、蘭越町における農業経営体ごとの令和4営農年度と令和5営農年度の肥料購入費の比較表となります。

表の右端に令和4営農年度から令和5営農年度における購入費の上昇率を算出しており、上昇率が高い順に並びかえを行っております。

最終ページに上昇率の平均値と中央値、国の肥料価格高騰対策事業で示された高騰率を記載しております。この表からみますと、農業者全体の中間の値である中央値については、国が示した高騰率である1.40とほぼ同じ数値である1.39となっておりますが、全体の平均値は1.59と国が想定した数値を上回っており、蘭越町における農業者の負担は、国の想定よりも重くなっていると言えます。

また、価格上昇率を用いた国の肥料価格高騰対策事業は、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料に対する事業であり、令和5年6月以降に購入した肥料については、資料2の化学肥料低減定着事業による支援となります。

この事業なのですが、地域協議会を設立し、協議会が作成した「地域計画書」を基にした取組を対象としたもので、2ページ目に基本的な取組が記載されておりますが、この経費に対する2分の1、上限500万円を交付するものとなっております。

この事業については手続きが煩雑な上、対象となる事業も要件が厳しいことから、広く農業者の負担を軽減する内容とはなって

おりません。

最後の資料3につきましては、農林水産省の農林水産統計を抜粋したものです。

この指数は、令和2年の価格を100とした場合、令和5年7月の価格はどの値となるかを示したものとなります。

1ページ目下の表にありますとおり、農業生産資材の指数が120.9と2割以上の上昇を見せているのに対し、米は84.2と逆に2割近くも下落している現状であり、鶏卵が鳥インフルエンザの影響を受けて187.6と非常に高い数値となっているにもかかわらず、農産物全体で104.0と、わずか4分の上昇に留まり、農業生産資材の価格上昇に比べて、いかに農産物価格の上昇率が鈍いかを示している資料となります。

今回作成しました要望書案について、変更、修正等のご意見があればいただきたいと思います。

修正等ない場合につきましては、会長、代理、協議会長と町長の日程を調整し、10月上旬に町長に提出したいと思っております。

修正・加筆等ある場合につきましては、変更を加えたものをまた皆様に郵送し、その後一定の期間を設けた後に、町長に提出したいと思っております。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

私の方からは、まず、今年度の農地利用状況調査（農地パトロール）についてです。調査土地等はこの後行われる農地専門委員会で協議しますが、実施日については10月第3週目の前半、10月16日から18日あたりで指導担当区域ごとに各班3名＋事務局1人で実施する予定となっております

次に、11月24日に倶知安町で開催される新任農業委員研修会及び地区別農業委員等研修会です。お手元に地区別農業委員研修会の開催要領を配布しております。当日は、午前中に、新任農業委員研修会を、午後より、配布している開催要領のとおり地区別農業委員研修会を実施いたします。昼食は会場にて弁当を手配する予定です。なお、新任委員研修会の内容については講師である農業会議より情報が来次第、追って連絡いたします。

出欠については、新任委員研修会の内容の周知とともに、取りまとめる予定です。

以上です。

議長
(中井会長)

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第3回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時10分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩